

表紙共 4 枚

高遊原 60号建物吸収式冷温水機修理

業務隊長	所 嘉			
	派遣隊長	施設班長	管財	工事企画
				

合議					
管理科長	營繕班長	工事企画	管財	エネルギー	施設管理
				 大谷中	

仕 様 書

件名	高遊原 60号建物吸収式冷温水機修理	所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作成年月日	令和4年12月12日
		作成者名	防衛技官 福間 恵介

1 総則

本仕様書は、「高遊原 60号建物吸収式冷温水機修理」について適用する。

2 場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地内

3 概要

場 所	空調機等規格	数 量	役務内 容
60号建物	吸収式冷温水機 矢崎総業 CH-KG50ST	1台	<ul style="list-style-type: none"> ○漏洩調査 <ul style="list-style-type: none"> ・窒素加圧、漏洩検査 ○冷却水系薬品洗浄 <ul style="list-style-type: none"> ・循環洗浄用仮設配管設置 ・窒素加圧 ・酸洗浄剤 50L ・シリカ除去剤 12.5Kg ・中和剤 15Kg ・防錆剤 1.5L ○真空引き及び試運転調整

4 一般事項

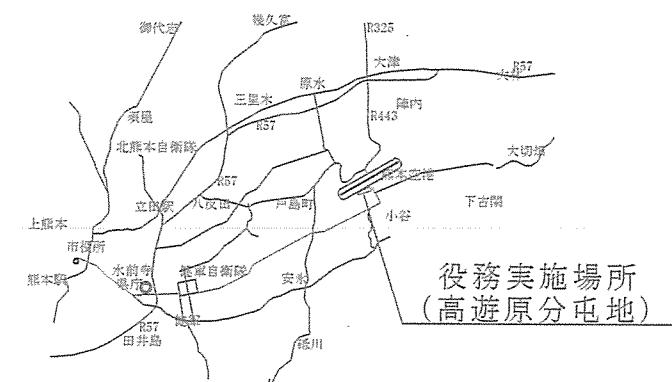
- (1) 本仕様書・設計図書に記載なき事項については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築(改修)工事標準仕様書(機械設備工事編)』
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は受注者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事についても同様である。
- (3) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (4) 本役務に伴う分屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当該の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (5) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 本役務の完成に際しては、当該施設に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
- (7) 本役務の写真はカラーとし、役務用アルバム(A列4番)に整理し監督官に1部提出する。役務写真は、各箇所、各工程ごとに撮影するものとし、隠蔽箇所は特に重点的に撮影する。この際、使用材料等及び加工等の作業も撮影すること。
- (8) 本役務により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。また、金属類等の発生材については、監督官の指示する場所へ集積すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 本役務ではスケールが除去されたことを明確にするために作業前後のチューブ内部の状況を撮影すること。
- (2) 本役務において漏洩箇所を明確にし、漏洩の有無を「点検結果報告書」にまとめ提出すること。
- (3) 軽微な補修で復旧する場合は監督官と調整の上、本役務の範囲で補修すること。また、部品交換等を伴う補修が必要となった場合は速やかに補修見積書を提出すること。

5 提出書類

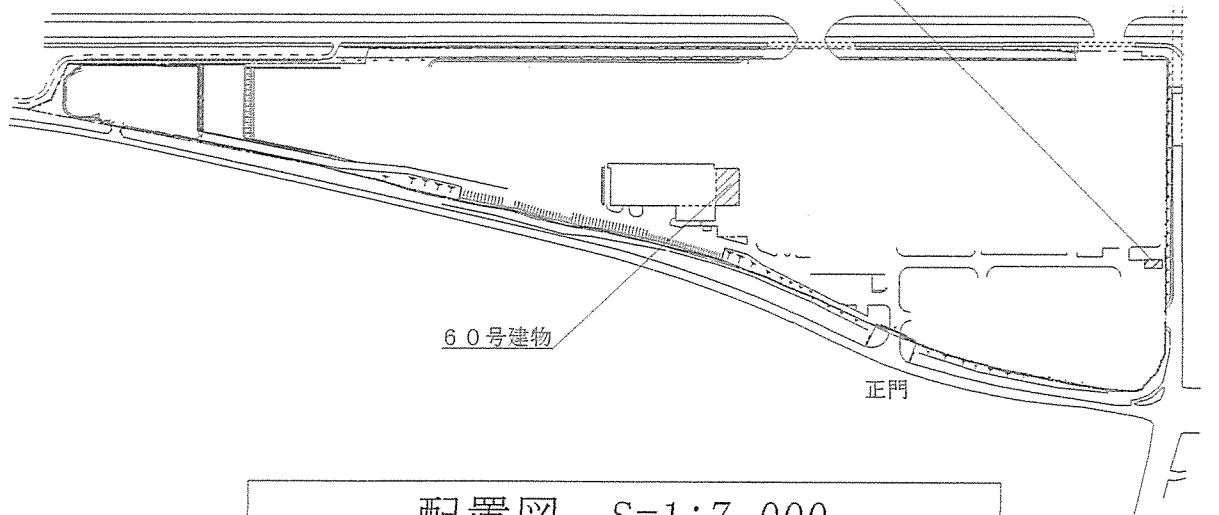
- (1) 工程表（予定及び実施）
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務日誌
- (4) 役務写真
作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出すること。
- (5) 試運転結果報告書、点検結果報告書
- (6) その他、監督官が指示した書類



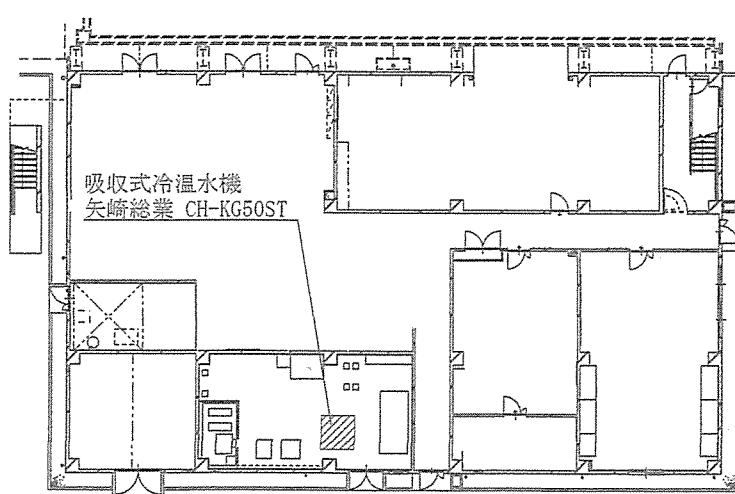
役務実施場所
(高遊原分屯地)

案内図 S=NON SCALE

高遊原派遣隊 施設班事務室



配置図 S=1:7,000



60号建物 1F 平面図 S=1:400